

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のCに派遣社員として雇用され、派遣先のD（以下「派遣先」という。）において倉庫内作業に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、派遣先での夜勤を終え、自動二輪車にて帰宅途中、市道において転倒し受傷した。

請求人は、平成〇年〇月〇日にE整形外科に受診し「左足関節両踝剥離骨折」と診断され、治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、症状固定後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害の程度について、労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）別表第1に規定する障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第9級と認定し、同等級に应ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第9級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、頑強、頑固な常時・継続痛があり、「軽易な労務以外の労働に常に差し支える程度の疼痛」(障害等級第7級)に該当すると主張しているので検討する。

請求人の負傷については、受傷時の左足関節両踝剥離骨折、持続する左膝痛に対して平成〇年〇月〇日にF病院において診断された左膝内側側副靭帯断裂と認められる。

したがって、請求人において検討すべき障害は、左膝関節及び左足関節の機能障害並びに左下肢の神経症状であると認められる。

(2) 下肢の機能障害については、主治医による治癒時である平成〇年〇月〇日付け診断書によれば、左膝関節及び左足関節とも健側の1/2以下に可動域が制限されているため、それぞれ「関節の機能に著しい障害を残すもの」(第10級の10)に該当し、労災保険法施行規則第14条に基づき併合の方法を用いて1級繰り上げ、準用第9級となる。

(3) 請求人は、主治医の診断書及び意見書において複合性局所疼痛症候群「CRPS」と診断されているが、同意見書及び請求人に対診した地方労災医員の障害の程度に関する意見書にはCRPSについて客観的根拠に関する記載は無く、職業病相談員の意見書においては、大腿部及び下腿部の周径の左右差は有意でなく、軟部組織の栄養状態の異常も無く、骨の変化(ズデック萎縮)も無く、疼痛の原因となる他覚的所見は明らかではないとされている。

以上から判断すると、請求人の左下肢神経症状を障害等級の認定基準を満たす「特殊な症状の疼痛」とする明らかな根拠は認められない。

- (4) しかし、高度の医学的判断を要するものについては、労災保険制度の障害認定に精通した医師の意見を尊重すべきところ、地方労災医員の意見書及び職業病相談員の意見書における意見は同じであり、「通常の労務に服することはできるが、疼痛により時には労働に従事することができなくなるため、就労可能な職種の範囲が相当程度に制限されるもの」(第9級の7の2)に該当する障害が請求人に残存しているとしている。

したがって、CRPSの明らかな所見は認められないものの、地方労災医員及び職業病相談員の意見のとおり、請求人に残存する障害は第9級の7の2と認定することが妥当と当審査会も判断する。

- (5) なお、G医師による身体障害者診断書・意見書及び自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書は、いずれも治癒後の所見であり、障害認定の判断の資料としては適当ではないことを付言する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第9級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。